平成２１年（フ）第１３５３号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番15―406号
債務者　白土　泰至
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３５６号
北九州市小倉南区蜷田若園３丁目12番８号
債務者　瓜生　健司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２６８号
青森県弘前市大字宮園５丁目10番地１
債務者　佐藤　純生
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３４０号
青森県弘前市大字高屋字安田713番地６
債務者　相馬久美子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３５８号
青森県弘前市大字城東１丁目５番地23　コーポ祐２―101号
債務者　柳田　義人
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２３６号
松江市比津が丘４丁目３番10―102号、前住所松江市国屋町378番地２
債務者　福井　利子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３９号
松江市鹿島町佐陀本郷1843番地
債務者　中島　節子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１４号
山形県東田川郡庄内町沢新田字東中割16番地１、前住所山形県東田川郡庄内町桑田字高口28番地
債務者　佐藤　文克
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第８０６号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘77　第２高岡清風4123、住民票上の住所静岡県湖西市白須賀3985番地の748
債務者　中嶋　寿樹
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２１６４２号
東京都港区南青山３丁目14―11ルーミング南青山１
債務者　渡邉　康宏
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０３６号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷723番地４　ハイツつるみね103
債務者　中畑　鉄夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６１号
横浜市泉区緑園５丁目16番地10　緑園ハイツ202
債務者　小林　勝則
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３１２号
横浜市泉区中田西１丁目21番７号
債務者　関根タカミ
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３１３号
横浜市泉区中田西１丁目21番７号
債務者　関根　史佳
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１号
新潟県佐渡市真光寺528番地
債務者　星山ゆきえ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時30分
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第９４９２号
大阪府東大阪市森河内西１丁目２番29―203号
債務者　吉岡三喜子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部